

(令和二年改正前国税通則法の一部改正)

第十条 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十三条の規定による改正前の国税通則法(以下「令和二年改正前国税通則法」という。)の一部を次のように改正する。

(修正申告)

第十九条 省 略

2・3 省 略

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなればならない。

一 省 略

二 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ 省 略

ハ 所得税法第四百十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付の手續等)(同法第六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)(又は法人税法第八十条第七項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第八十一条の三十一第六項(連結欠損金の繰戻しによる還付)及び第四百四十四条の十三第十三項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する場合を含む。)(若しくは地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二十三条第一項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。))に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

三 その申告前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額

四 省 略

(更正の請求)

第二十三条 省 略

(修正申告)

第十九条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 その申告前の課税標準等及び税額等

二 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 所得税法第四百十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)(又は法人税法第八十条第七項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第八十一条の三十一第六項(連結欠損金の繰戻しによる還付)及び第四百四十四条の十三第十三項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する場合を含む。)(若しくは地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二十三条第一項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。))に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

四 同 上

(更正の請求)

第二十三条 同 上

2 省 略

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

4 5 7 省 略

(申告納税方式による国税等の納付)

第三十五条 省 略

2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に定める日（延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限）までに国に納付しなければならない。

一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第二号（修正申告）に掲げる金額（その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなった場合には、当該納付すべき税額） その期限後申告書又は修正申告書を提出した日

二 更正通知書に記載された第二十八条第二項第三号イからハまで（更正又は決定の手続）に掲げる金額（その更正により納付すべき税額が新たにあることとなった場合には、当該納付すべき税額）又は決定通知書に記載された納付すべき税額 その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 省 略

2 同 上

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

4 5 7 同 上

(申告納税方式による国税等の納付)

第三十五条 同 上

2 同 上

一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号（修正申告）により納付すべき税額）に掲げる金額（その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなった場合には、当該納付すべき税額） その期限後申告書又は修正申告書を提出した日

二 更正通知書に記載された第二十八条第二項第三号イからハまで（更正により納付すべき税額）に掲げる金額（その更正により納付すべき税額が新たにあることとなった場合には、当該納付すべき税額）又は決定通知書に記載された納付すべき税額 その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 同 上